

就学援助制度を ご利用ください

小中学生の保護者の方で、経済的な理由から就学に必要な費用の支出が困難な方に対し、その費用の一部を援助しています。希望する方は、学校または学校総務課にご相談ください。

- ▶対象者：下記の条件に当てはまる方など
- 児童扶養手当を受給中の方
- 市・県民税が非課税の世帯の方
- 世帯全員の所得合計額が基準以下の方

世帯構成	所得基準額 (持家)	所得基準額 (借家)
小学生、父 (または母)	約 166 万円	約 238 万円
小学生、父、 母	約 220 万円	約 292 万円
小学生 2 人、 父、母	約 279 万円	約 351 万円

※世帯の構成人数や年齢などにより所得基準額は異なるため、表は目安の金額です。

▶援助内容：学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、学習通信費など

※申請した日の属する月の翌月分から支給されます。

▶申請方法：必要書類に記入・押印のうえ、お子さんの在学する学校へ提出してください。制度のご案内と申請書類は、各学校での配布または市ホームページからダウンロードできます。



☎ 教育委員会庁舎学校総務課 (内線 7106)

4月からデマンド乗合タクシー の登録申請がオンラインでも！

4月1日(月)から、デマンド乗合タクシーの登録が、これまでの窓口申請に加え「いばらき電子申請・届出サービス」からオンラインで申請できるようになります。



☎ 谷和原庁舎都市計画課 (内線 5101)

農業委員会 各種申請

4月の農地法に基づく許可申請の受付期間は下記のとおりです。

- ▶受付期間：4月22日(月)～25日(木)
- ※定例総会は5月10日(金)の予定です。

☎ 谷和原庁舎農業委員会事務局 (内線 6300～6302)

民間賃貸住宅の家賃を 補助します

住宅に困っている方の居住の安定を確保するため、市内の民間賃貸住宅に入居している方を対象に、**最大3万円/月**を補助します。

▶対象：市内の民間賃貸住宅に入居している方で、市営住宅の入居資格を満たし、家賃が**月額7万円以下**の方

▶市営住宅の入居資格：下記のすべてに当てはまる方

- 現在住宅に困っている持ち家のない方
- 市内在住の方
- 同居する親族がいる方 ※単身の場合は、満60歳以上の方や身体障害者手帳(1～4級)などをお持ちの方に限りお申し込みできます。

○市税などを滞納していない方

○収入基準にあてはまる方

○暴力団員でない方

▶募集期間：4月8日(月)～5月24日(金)午後5時まで(土・日・祝日を除く)

▶募集件数：8件程度

▶補助金額：月額家賃の2分の1(上限3万円)

▶補助期間：3年間

▶選考方法：募集件数を超えた場合は、所得の状況、住宅に困っている度合いなどを判断基準に選考します。

☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課 (内線 5403)

農振除外の 申請はお済みですか？

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地



など以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要となります。

本市では、令和6年度の農振地区域内農用地の除外申請を、下記のとおり受け付けます。

転用事業計画のある方は、受付期間内(期限厳守)に申請をお願いします。

なお、申請書類に不備などがある場合には、修正後に受け付けますので、余裕をもった申請をお願いします。

▶受付期間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

○6月協議分：4月1日(月)～30日(火)

○10月協議分：8月1日(木)～30日(金)

○令和7年2月協議分：12月2日(月)～27日(金)

☎ 谷和原庁舎産業経済課 (内線 3102)

空き家の解体費用を 補助します

老朽化などにより周辺の生活環境を著しく損なう空き家の解体を促進するため、空き家の解体費の一部を補助します。

▶対象となる空き家：同一敷地を含め、1年以上使用されていない空き家

▶補助額：補助対象経費の1/2(千円未満切り捨て、空き家の状態によって上限30万円または15万円)

▶枠数：30万円…1件、15万円…2件

▶申請できる方：空き家の所有者または相続人

▶受付期間：4月15日(月)～6月28日(金)

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。先着順となりますが、空き家の老朽度合いによっては順番が前後する場合があります。

※補助要件など、詳しくは事前にご相談ください。

■空き家の放置でこんなトラブルが…

○樹木や雑草が生い茂り、隣地や道路へはみ出す

○害獣や害虫のすみかになる

○屋根瓦や窓ガラスが落下して、通行人にケガをさせてしまう

○ごみを捨てられる



☎ 谷和原庁舎住まい開発政策課 (内線 5405,5406)



相談

ひきこもり 出張相談会

厚生労働省のデータによると、全国でひきこもりの問題を抱える方のうち、2%の方しか相談に移られる方はいません。ひきこもりの相談は、非常にハードルが高い問題です。

あなたもその2%に入りませんか。茨城県ひきこもり相談支援センターの専門相談員が相談に応じます。相談者の秘密は守られますので、安心してご

相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。

▶日時：4月18日(木) 午後1時、2時、3時(相談時間：50分/件)

▶場所：市保健福祉センター(古川1015-1)

▶費用：無料

